

知的財産推進計画2021

—コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く無形資産強化戦略—

Intellectual Property Strategic Program 2021



内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官

浜岸 広明

1998年特許庁入庁。電気・情報分野の審査審判業務、国際審査協力などに従事。2016-17年、特許庁企画調査課にて、知財活用・知財人材育成に係る施策の企画・立案を担当。2017-2020年、韓国・ジェトロソウルにて日系企業の知財支援を担当。2021年7月より現職。

1 はじめに

東京オリンピック開催が間近に迫った2021年7月13日、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚及び民間有識者で構成された知的財産戦略本部会合が首相官邸にて開催され、知的財産推進計画2021が決定された。知的財産推進計画は、知的財産基本法第23条に基づいて、2003年より毎年決定され、各省横断的に知的財産戦略を取りまとめた行動計画であり、内閣府知的財産戦略推進事務局（以下、「知財事務局」）は、この知的財産戦

略本部と、知的財産推進計画の素案を策定する構想委員会の事務局となっている（図1）。

本稿では、「知的財産推進計画2021～コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く無形資産強化戦略～」（以下、「推進計画2021」）の概要について、特にSDGs、ESG（環境・社会・ガバナンス）投資の高まりを受けた知財投資・活用促進メカニズムを取り上げる。

なお、本稿には知財事務局の公式な見解を示すものではない筆者の私見が含まれている点について、ご留意頂きたい。

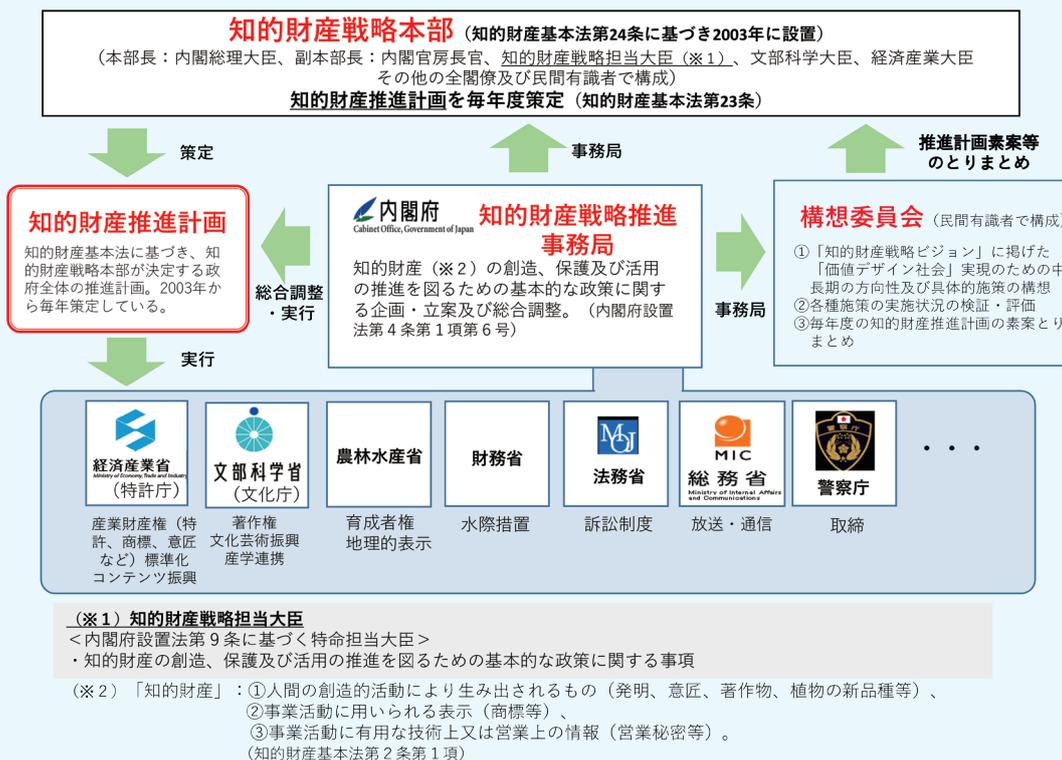


図1 我が国の知的財産戦略の推進体制

2 推進計画 2021 冒頭文—コロナ後のニュー・ノーマルとデジタル化・グリーン化競争—

前回の推進計画 2020 では、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) (以下「新型コロナ」という。) の世界的蔓延が、経済社会システムの在り方に不可逆的な大きな変化をもたらすものであり、経済社会の多くの側面で「新型コロナ以前」の常識が「ニュー・ノーマル (新たな日常)」に取って代わられるであろうことを指摘した。その後、リモートワーク、フードデリバリーサービス、オンライン教育などの活用が進展し、「ニュー・ノーマル」への移行は着実に進展している。しかしながら、こうした「ニュー・ノーマル」への円滑な移行を支えるデジタル基盤は、まだ日本では十分に整備されているとは言い難い。

世界では「デジタル化」、「グリーン化」を新型コロナで打撃を受けた経済の回復策の基軸に据え、新たな成長戦略の柱に位置付け、日本も「グリーン」と「デジタル」で次の成長の原動力を創り出すこととしている。日本がこの競争で生き残るためにはイノベーションの力を最大限発揮する必要がある。

従来から日本企業は優れた技術とアイデアを保有しているとされていたにもかかわらず、その社会実装について見ると、時代の変化のスピードに十分追い付いていない。今後進むべき「グリーン」と「デジタル」が実装された社会を実現するためには、我が国の技術とアイデアを活用していくことが必要である。

推進計画 2021 は、こうした新型コロナの拡大において明らかとなった日本の現状をしっかりと受け止め、今後どのように克服していくべきかについての方向性を示すものである。

推進計画 2021 は、次の重点 7 施策からなっている。

- (1) 競争力の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化
- (2) 優位な市場拡大に向けた標準の戦略的な活用の推進
- (3) 21 世紀の最重要知財となったデータの活用促進に向けた環境整備
- (4) デジタル時代に適合したコンテンツ戦略
- (5) スタートアップ・中小企業の知財活用強化
- (6) 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

(7) クールジャパン戦略の再構築

本稿では、今回の Japio YEAR BOOK 2021 のテーマ「脱炭素化社会に向けた特許情報」に即し、「(1) 競争力の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化」について、概要を紹介する。

3 競争力の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化

昨今、国内外の多くの投資家たちは、SDGs・ESG (環境・社会・ガバナンス) 投資を重視する姿勢を鮮明にしている。企業も、経営戦略において SDGs・ESG を重視しなければ、投資家から評価されず、企業価値に影響が出るような状況となっている。

ESG 投資において、グリーン社会実現に向けたカーボンニュートラルに貢献する技術解決手段とその社会実装の実現能力という観点からの分析・評価に基づいて、投資先の選別を行い、必要な資金提供を積極的に行うことが必要であり、このような資金提供の根拠となるのが、企業が有するカーボンニュートラルの実現に資する知財・無形資産とその活用戦略である。

しかしながら、日本企業の知財・無形資産の投資・活用は十分なものとは言えず、今後、日本企業が激しい国際競争を勝ち抜いていくためには、日本企業による知財投資・活用を促していくことが不可欠である。このため、日本企業が知財投資・活用の重要性を認識し、知財を始めとする無形資産に対して積極的に投資し、その活用を促すとともに、知財の投資・活用に積極的に取り組む企業に対しては、必要な資金が供給されるようなメカニズムを構築することが必要である (図 2)。

この知財 (無形資産) 投資・活用促進メカニズム強化のための施策として、次の 3 点が挙げられる。

(1) 企業の知的財産の投資・活用戦略の開示

2021 年 6 月に東京証券取引所が改訂したコーポレートガバナンス・コードにおいて、上場会社は、知財への投資について、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきであることに加え、取締役会が、知財への投資の重要性に鑑み、経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよ

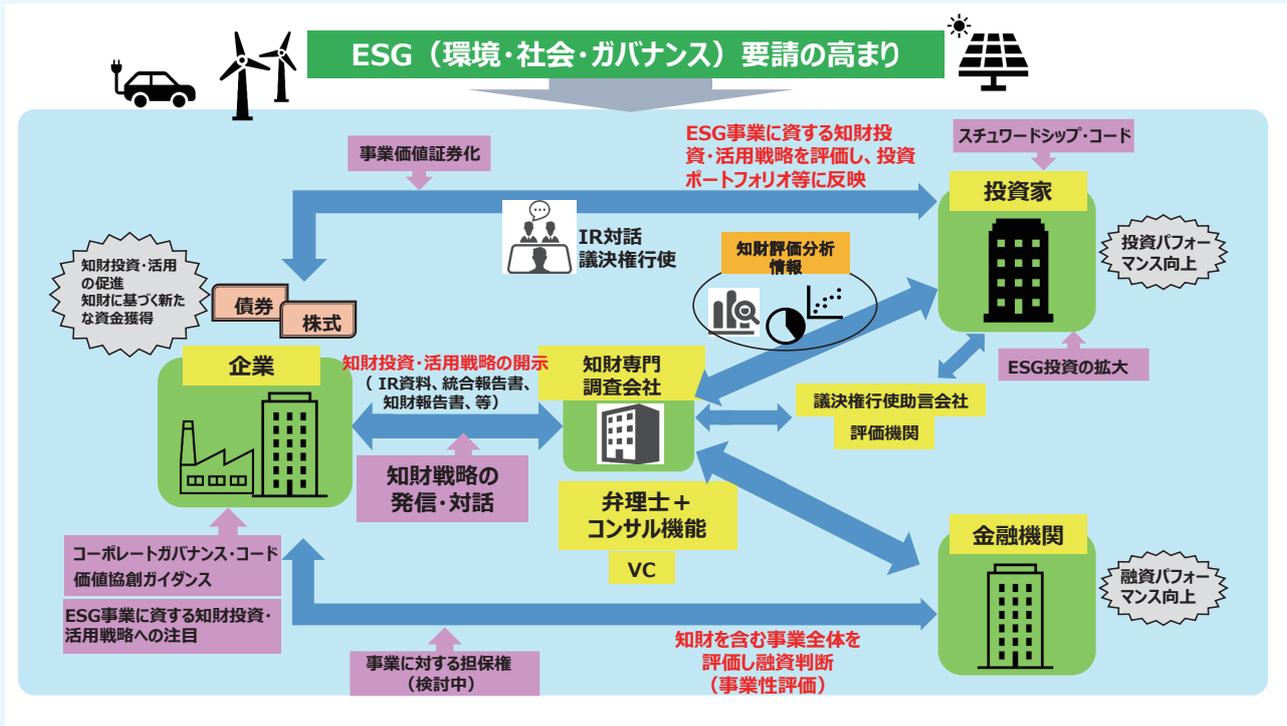


図2 知財（無形資産）投資・活用促進メカニズム

う、実効的に監督を行うべきであることが盛り込まれた。このコーポレートガバナンス・コードの改訂により、企業による知財投資・活用戦略の見える化が進むだけでなく、企業の経営戦略における知財投資・活用戦略の重要性に対する認識が高まる契機となることが期待される。

ここで重要な点は、開示・発信されるべき内容は、保有している知財の単純なリストなどではなく、その企業が、どのような社会的価値創出を行おうとしているのか、そのためにどのような知財を活用して、どのようなビジネスモデルで価値提供とマネタイズを実現することを目指すのかという戦略的意思の表明である。開示・発信内容は将来キャッシュフローをイメージさせるものである必要があり、その上で、現有の知財を何のために活用するのか、不足する知財をどのように獲得していくのかを明らかにすることが重要である。

こうした企業による知財投資・活用戦略の開示・発信を促すためには、企業がそれぞれの知財投資・活用戦略をどのような形で開示・発信すれば、投資家や金融機関から適切に評価されるかについて分かりやすく示すことが有効である。無形資産投資については、経済産業省が公表している「価値協創ガイダンス」において、価値創造ストーリーの中に位置づけられるべきことが記載されているが、これに沿った形で、特に、知財投資・活用戦

略の開示・発信の在り方について、深堀をした形でガイドライン等として示すことが必要である。こちらのガイドラインについては後述する。

近年、投資家に対する ESG 投資への要請が高まっている中、ESG に資する知財投資・活用の重要性はより一層高まっている。年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) においても、投資先企業の特許データを分析し、二酸化炭素排出削減につながる低炭素関連の特許をスコアリングする動きも見られるなど、投資家が企業の将来的な企業価値を評価する上で、知財投資に関する情報を重要な判断材料として捉えていることが窺える。

このように、企業による知財の投資・活用戦略の発信・対話を促進することにより、投資家による成長投資としての ESG 投資の加速にもつながることが期待される。

(2) 知的財産を含む事業の価値評価に基づく投融資促進

スタートアップ・ベンチャー企業・中小企業による知財投資に対して必要な資金が供給されるためには、担保財産について実態上、有形固定資産が中心になっている現状から解放されて、知財などの無形資産とその活用方策を含む事業全体の価値が適切に評価され、投資家や金

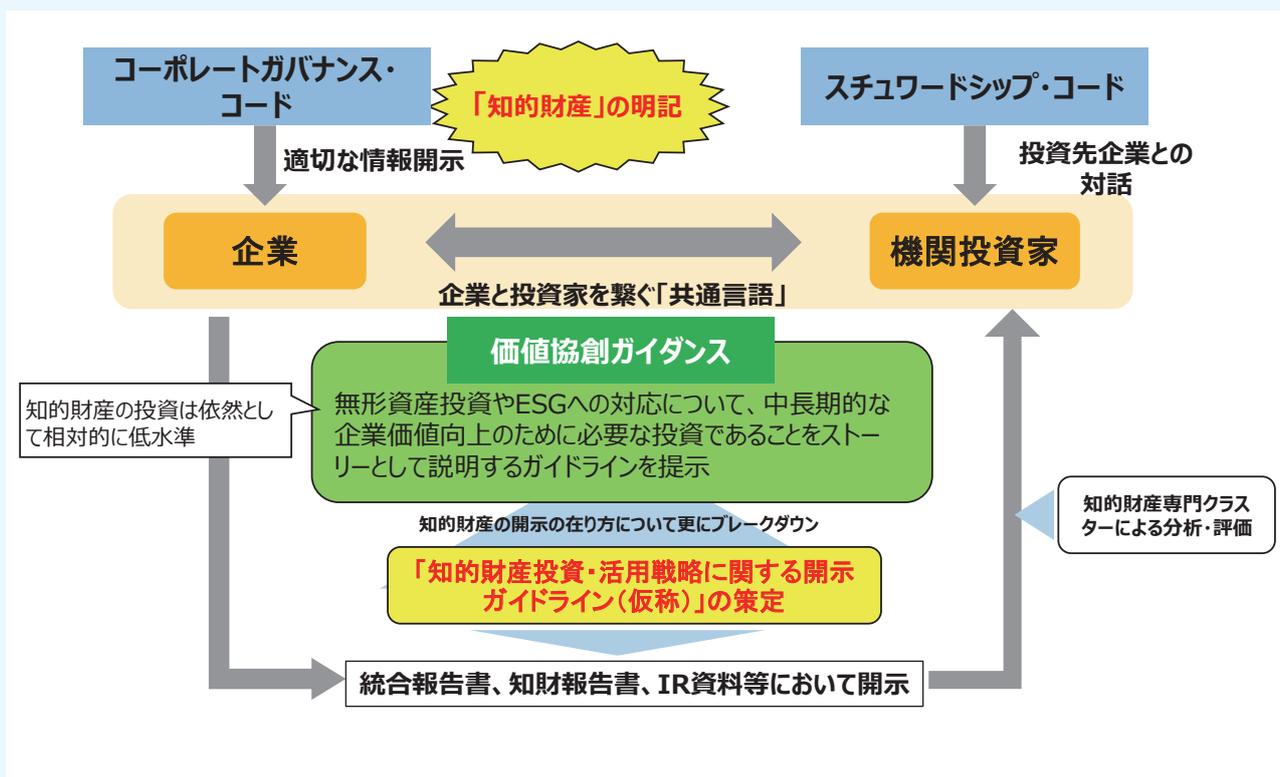


図3 知的財産投資・活用戦略の開示に向けた方策

融機関がより資金を提供しやすい環境を整備することが重要である。

金融庁は、2020年12月に公表された論点整理において「事業成長担保権（仮称）」を提唱し、今後、法制審議会担保法制部会において事業全体を対象とする担保制度の可能性を含めて担保制度の見直しについて議論が進められる。

こうした、事業全体を対象とする担保権の設定は、保有する有形資産が少ないスタートアップ・ベンチャー企業にとって、融資による資金調達という選択肢の拡大につながることも期待される。

（3）知的財産の評価・分析を担う専門クラスターの育成

投資家は、企業が開示・発信した知財投資・活用戦略を的確に把握し、これを企業とのIR対話や議決権行使において活用することが求められる。そして、知財投資・活用戦略を効果的に推進していると評価できる企業を選別して積極的な資金提供を進める姿勢を明確に示し、実行することが求められる。こうした投資家による効果的な活用を可能とするためには、企業の知財投資・活用戦略の評価・分析を行い、投資家や議決権行使助言機関等に分かりやすく伝える専門調査会社等の機能の活用が有

効である。現に、日本でも、AIによるビッグデータ解析も交えて、知財・無形資産活用に関する評価分析サービスを提供している企業が出てきており、ESG投資の高まりや、今般のコーポレートガバナンス・コード改訂が追い風となって、評価・分析サービスの需要が喚起され、こうした専門調査会社等のクラスターが育成されることが期待される。

4 知財投資・活用戦略の開示ガイドラインについて

近年、ESG投資家が知財に重視した投資判断を行う傾向にあることに鑑みれば、ガイドラインにおいては、企業の中長期的な観点での知財投資・活用戦略の開示・発信を促すことが適当である。

また、ガイドラインにおいては、一律な開示・発信方法を求めることは適当ではなく、多様な開示・発信方法が許容されるべきである。他方で、企業の知財投資・活用戦略を投資家が客観的に比較することが可能となるような指標化を求める声もある。このため、ガイドラインの策定に当たっては、知財投資・活用の取組度合いを表すような指標の特定についても検討すべきである。ガイドラインでは、知財投資・活用戦略を競争力強化につながるビジネスモデルの構築に成功している事例を紹介す

検討の視点	概要	内容
①	企業価値向上、資金獲得に向けた開示・発信	➢ 企業の知財投資・活用戦略を見える化し、株式市場を通じて投資家から適切に評価され、企業価値向上や資金の獲得につながる仕組みの構築が必要
②	経営陣の意識変革・ガバナンス体制の構築	➢ 企業や経営陣の知財投資・活用戦略の重要性に対する認識が高まる契機となることを期待 ➢ 知財投資・活用戦略の着実な実行に向け、社内にガバナンス体制を構築する必要
③	戦略的意思の表明の開示・発信	➢ 開示・発信されるべき内容は、戦略的意思の表明。現有の知財の活用や足らざる知財の獲得を明らかにすることが重要。
④	価値協創ガイダンスの価値創造ストーリーに沿った開示・発信	➢ 企業が知財投資・活用戦略をどのような形で開示・発信すれば、投資家や金融機関から適切に評価されるかについて、「価値協創ガイダンス」に沿った形で、ガイドラインとして分かりやすく示すことが必要。
⑤	成長投資としてのESG投資の加速につながる開示・発信	➢ 投資家は、知財投資・活用戦略の情報を分析・活用することで、ESG投資をポジティブな成長投資として捉え、長期的にプラスの価値評価の実現が可能となることを期待。
⑥	知財投資・活用度合いの指標化	➢ 知財投資・活用の取組度合いを表すような指標の特定についても検討
⑦	成功事例の紹介	➢ 知財投資・活用戦略を競争力強化につなげるビジネスモデルの構築に成功している事例を紹介することも有用
⑧	多様な開示・発信方法の許容	➢ 例えば、統合報告書やIR資料など既存の媒体の活用など、多様な開示・発信方法を想定 ➢ 経営デザインシートの手法により、経営戦略・構想をストーリー化して開示・発信するなどの活用も有用
⑨	秘匿すべき機微情報の扱い	➢ 企業にとって秘匿すべき機微情報まで開示・発信すべきではないことに留意が必要
⑩	投資家・金融機関に求められるアクション	➢ 投資家の側は、知財投資・活用戦略を効果的に推進している企業に対し積極的な資金提供を進めるための具体的なアクションが求められる。
⑪	専門調査会社等の活用	➢ 投資家による企業の知財投資・活用戦略の効果的な活用を可能とするために、専門調査会社等の機能の活用が有効
⑫	スタートアップのイノベーション機能の活用	➢ 大企業に対し、いかにスタートアップのイノベーション機能を重視し、その積極的な活用に取り組んでいるかといった観点からの開示を促すことが重要
⑬	知財・知財投資の対象範囲	➢ 知財投資・活用戦略には、知的財産権だけではなく、技術、データ、ノウハウ、顧客ネットワークなど幅広い知財を含めたものとすべき

図4 「知財投資・活用戦略の有効な開示 及びガバナンスに関する検討会」における検討の視点

ることも有用であると考えられる。

開示・発信方法に関しては、例えば、統合報告書、IR資料など既存の媒体の活用を想定しており、その際、経営デザインシートの手法により、経営戦略・構想をストーリー化して開示・発信するなどの活用も有用である。

なお、知財投資・活用戦略の開示・発信は、企業にとって競争力の維持の観点から秘匿すべき機微情報まで開示・発信すべきではないことに留意すべきである。

知財事務局と経済産業省経済産業政策局産業資金課が2021年8月に共同で立ち上げた有識者委員会「知財投資・活用戦略の有効な開示 及びガバナンスに関する検討会」において、図4で示す観点で検討が進められ、2021年末までのガイドラインの作成を目指している。また、2021年12月末までの東京証券取引所へのコーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出を見据え、2021年秋頃までに対応の方向性を示す予定である。

5 おわりに

本稿では、推進計画2021の策定背景と、その中から知財（無形資産）投資・活用促進メカニズム強化のための施策について紹介した。

このメカニズムにより、企業による知財の投資・活用戦略の発信が広がり、それを基にESG投資が加速し、知財の投資・活用に積極的に取り組む企業に対して、必要な資金が供給されるようになることを期待したい。

